

福岡県立図書館第2閲覧室閲覧席利用要領

（目的）

第1条 この要領は、福岡県立図書館第2閲覧室閲覧席（以下「閲覧席」という。）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（座席）

第2条 第2閲覧室には、以下の閲覧席を設置する。

- （1）一般席
- （2）サイレント席
- （3）電源使用可能席
- （4）新聞閲覧優先席
- （5）車椅子用閲覧席

（利用申込）

第3条 閲覧席利用希望者は、2階調査相談カウンターで利用する座席の番号を申し出て番号札を受領し、閲覧席を利用する。

（利用時間等）

第4条 閲覧席の利用時間は1回につき4時間までとする。

（再度の利用）

第5条 利用時間終了後、閲覧席に空きがある場合に限り、再申込の上利用することができる。ただし、電源使用可能席は、再度の利用は原則不可とする。

（禁止事項）

第6条 福岡県立図書館の利用等に関する規則第3条の2に定める禁止行為のほか、全ての閲覧席において、図書館の資料を利用しない自習の他、ゲーム、娯楽動画等の視聴を禁止する。

2 サイレント席では、キーボード、電卓、新聞閲覧等の操作音等が発生する利用を禁止する。

（利用者の義務）

第7条 閲覧席を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書館利用規程第7条に定める利用者の義務のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）貴重品を机上に置いたまま離席しないこと。
- （2）飲食をしないこと。ただし、倒れてもこぼれない容器（ペットボトル・水筒等）での水分補給に関してはこの限りではない。
- （3）その他館長が指示する事項。

附 則

この要領は、令和６年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月３０日から施行する。